

毒物・劇物販売業各申請（届）書の提出部数及び記載上の注意

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
登 録 申 請	登録申請書 (手数料 16,900円) R5.4.1 現在	1	1 該当する業態を○で囲みます。 2 所在地がビルの場合、ビル名まで記載します。 3 毒物劇物を直接取り扱わない販売業にあつては、備考欄にその旨を記載します。
	添付書類 1 店舗の概要図	1	1 直接現物を取り扱わない店舗にあつては、その事務所の概要図を記載します。 2 直接現物を取り扱う場合は、事務所と保管場所がどの位置にあるかを赤字で明示します。
	☆2 登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	1	法人の目的の中に、毒物劇物の販売に関する業務の記載があることを確認します。 6か月以内に発行されたものが有効です。
	取扱責任者設置届	1	1 業務の種別は、一般販売業・農薬用品目・特定品目販売業の区別を記載します。 2 登録番号、登録年月日は記載しないでください。 3 資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載します。同項第3号に該当する場合には、試験合格の区別（一般・農薬用品目・特定品目）を併記します。
	☆1 資格証明書	1	薬剤師一免許証の写し又は登録済証明書の写し（いずれも本証を持参） 学校卒業者一卒業証明書（原本）（高等学校の卒業者は履修単位修得証明が必要） 試験合格者一合格証の写し（本証を持参）
	添付書類 2 証 書	1	毒物劇物取扱責任者が申請者（法人の場合を含む。）に雇用されている場合
申 請 付 書 類	☆3 診 断 書	1	1 診断事項には「精神機能の障害については、明らかに該当しない」こと「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒ではない」ことが必要です。 2 診断年月日から3か月以内のものが有効です。
	☆4 宣 誓 書	1	毒物劇物取扱責任者が作成します。
	(5 誓 約 書)	(1)	視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、毒物劇物取扱責任者の業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うための措置を講じることが必要な者を設置したときのみ提出します。
登 録 更 新 申 請	登録更新申請書 (手数料 7,400円) R5.4.1 現在	1	1 該当する業態を○で囲みます。 2 登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載します。 3 毒物劇物を直接取り扱わない販売業にあつては、備考欄にその旨を記載します。
	添付書類 登 録 票	1	紛失等のため添付できないときは、登録更新申請書の「備考欄」にその旨を記載します。
変 更 届	変 更 届 書	1	1 変更事項には具体的な内容（氏名、住所、構造設備等）を記載します。 2 変更年月日は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については変更の事実のあった年月日）を記載します。 3 この届書は、変更してから30日以内に提出します。
	添付書類 1 必 要 書 類 (登記事項証明書等)	1	変更内容（変更前後）が確認できる書類
	2 概 要 図	1	構造設備をどのように変更したか（変更後）がわかる図面
	取扱責任者変更届	1	1 業務の種別は、一般販売業・農薬用品目・特定品目販売業の区別を記載します。 2 資格は、法8条第1項の第何号に該当するかを記載します。同項第3号に該当する場合には、試験合格の区別（一般・農薬用品目・特定品目）を併記します。 3 毒物劇物取扱責任者自身の氏名又は住所変更に関しては、更新時の備考に記載してください。変更届の提出は必要ありません。
添付書類 取扱責任者設置届の添付書類と同じ	各1	取扱責任者設置届の添付書類と同じ。	
書 換 え 交 付	登録票書換え交付申請書 (手数料 2,800円) R5.4.1 現在	1	1 登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載します。 2 「住居表示に関する法律」に基づく変更のときは、市・区役所等で発行する住居表示変更証明書の原本又は写し（本証を持参）を添付すれば、手数料は不要です。 3 区市町村の合併、併合、分割等に基づく区市町村名の変更のときは、手数料は不要です。
	添付書類 登 録 票	1	
再 交 付	登録票再交付申請書 (手数料 4,900円) R5.4.1 現在	1	登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載します。
	添付書類 登 録 票	1	紛失等のため添付できないときは、再交付申請書の「備考欄」にその旨を記載します。

廃止届	廃止届書	1	廃止の際に現に所有する毒物劇物に関する項目は必ず記載します。
	添付書類 登録票	1	紛失等のため添付できないときは、廃止届の「備考欄」にその旨を記載します。

- 登録申請の受付及び登録票の交付は北区保健所の窓口で行います。
- ☆印の書類については、北区内の他の店舗等において提出済で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。
(ただし、有効期間のあるものは有効期間内のものに限り。) その場合は、申請書等の備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項(店舗等の所在地、名称等)を記入してください。
- 原本照合を要する書類については、申請者が申請書等の余白に、申請者氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)、原本照合を行った年月日及び原本と相違ない旨を記載することにより、写しの提出でも差し支えありません。